

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年1月28日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）中丸子II街区住宅開発計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
都市基盤整備公団 神奈川地域支社
地域支社長 嶋田 征次

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）中丸子II街区住宅開発計画

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
高層建築物の新設（第1種行為）
住宅団地の新設（第2種行為）
大規模建築物の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区中丸子字新宿耕地13-8他

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

共同住宅の建設及び公共施設の整備

（2）内容

ア 開発区域面積：約33,420㎡

（住宅部分：約24,200㎡、公共施設部分：約9,220㎡）

イ 住宅部分

全体計画戸数：978戸

全体計画人口：2,934人

街 区 区 分	II - 1 街区	II - 2 街区	II - 3 街区	II - 4 街区	II - 5 街区
計 画 敷 地 面 積	約 11,700 ㎡	約 3,600 ㎡	約 4,900 ㎡	約 1,400 ㎡	約 2,600 ㎡
主 要 用 途	住宅・ 生活支援施設	住宅・ 生活支援施設	住宅	代替地	住宅・ 生活支援施設
主 要 構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	-	鉄筋コンクリート造

延床面積	約 88,000 m ²	約 7,900 m ²	約 9,700 m ²	-	約 4,000 m ²
容積率	500%	210%	200%	-	160%
建築面積	約 2,900 m ²	約 1,600 m ²	約 2,100 m ²	-	約 900 m ²
建ぺい率	24%	44%	43%	-	35%
建物規模 (建物高さ)	地上 47 階 地下 1 階 (約 160m)	地上 12 階 (約 38m)	地上 12 階 (約 38m)	-	地上 6 階 (約 19m)
計画戸数	690 戸	104 戸	138 戸	-	46 戸
計画人口	2,070 人	312 人	414 人	-	138 人
駐車場台数	500 台	63 台	88 台	-	28 台
駐輪場台数	1,459 台	209 台	278 台	-	98 台

ウ 公共施設部分

(ア) 公園：3,030 m²

(イ) 道路：6,190 m²

公共施設については、隣接事業と共同整備する計画。

5 指定開発行為の施行期間

平成 16 年 9 月～平成 19 年 8 月

6 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成 16 年 1 月 28 日(水)から平成 16 年 3 月 12 日(金)まで

(2) 場所

川崎市：幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所及び本庁（環境局環境評価室）

横浜市：港北区役所、保土ヶ谷区役所、神奈川区役所及び横浜市役所（環境保全局環境影響審査課）

大田区：田園調布特別出張所、嶺町特別出張所、矢口特別出張所、蒲田西特別出張所及び大田区役所（環境保全課環境対策係）

世田谷区：北沢総合支所、玉川総合支所、世田谷総合支所及び世田谷区役所（環境総合対策室環境課環境指導係）

(3) 時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

（横浜市は午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

（世田谷区は午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで）

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。